

入札から契約までの手続

一般競争入札の手続の流れを説明しています。
入札説明書（公告）と併せて御覧ください。

1 入札説明書の配布

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）午後5時まで

入札説明書等は、寝屋川市役所3階の都市管理部道路管理課で配布します。
インターネットでの閲覧・ダウンロードも可能です。

2 現地確認

申込みに当たっては現地を御確認ください。

入札参加者において、事前に必ず現地を確認してください。
物件については、現況での引渡しのため、事前に入札物件を御自身で確認し、
現況及び諸規制を熟知された上で参加してください。

- ※ 現地確認の際は、近隣の迷惑にならないよう注意してください。
 - ※ 入札参加に当たっては、現地を確認したものとさせていただきます。
-

3 入札の参加申込

申込期間：令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）午後5時まで

一般競争入札に参加するためには、事前に申込みを行っていただく必要があります。

期限までに申込みがない場合は、入札に参加することができなくなりますので、御注意ください。

【提出書類】

- (1) 公有財産売却一般競争入札参加申込書・入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (2) 誓約書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 納税証明書又は納付証明書
対象となる税金等
個人の場合：個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料
法人の場合：法人税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税
- (5) 住民票（法人の場合は、全部事項証明書及び代表者事項証明書）
- (6) 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書
（法人で入札される場合に必要です。個人の方は不要です。）
- (7) 本人確認ができる公的機関の発行する証明証の写し
（運転免許証表裏等）
- (8) 宅地建物取引主任者証の写し（宅地建物取引業者が、自ら既存建物等を改修する場合若しくは専用住宅を建築する場合又は専用住宅の建築を条件として譲渡する場合のみ必要です。）

【提出方法】

直接持参又は郵送（持参の場合は午後5時まで。郵送の場合は簡易書留で、令和7年10月3日（金）午後5時必着です。）

4 入札保証金の納付

納付期限：令和7年10月17日（金）までに

納付、郵便発送していただくことを推奨

この入札に参加するためには、入札参加申込書及び添付書類を提出していただいた上で、事前に保証金を納付していただく必要があります。納付方法は次

のとおりです。

【寝屋川市が発行する納入通知書による納付】

入札参加申込書及び添付書類を受理しましたら、入札参加資格審査後、寝屋川市から入札参加申込書に記載されている申込者あてに「参加資格確認通知書」及び「納入通知書」並びにその他関係書類をお送りします。お送りした納入通知書を取扱金融機関へ持参して、納付期限（令和7年10月17日(金)までに納付、発送していただくことを推奨）までに必ず納付手続を行ってください。（振込手数料は不要です。）

納付手続後、入札書（「入札説明書」「別紙 郵便入札について」を参照）等と一緒にご提出ください。

（1）納付する金額

入札者が見積る契約金額の100分の5以上の額。

（2）還付等

落札者の入札保証金については、引き続き市で保有し、契約保証金、売買代金へ充当することができます。

その他の方については、入札終了後、原則として2週間以内に口座振込により返還します。

※入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

5 入札

入札日：令和7年10月23日（木）午前10時から

指定の日時及び場所において、入札を行います。

入札方法等につきましては、「入札説明書」「別紙 郵便入札について」をご参照ください。

なお、入札者又はその代理人の立会は出来ませんのでご注意ください。

6 開札、落札者の決定

入札終了後

入札締切後、有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が寝屋川市の定める予定価格以上で、かつ最も高い金額を入札した方を落札者に決定します。落札者のみ連絡を行いますが、入札参加者の問い合わせにより、入札内容をお伝えすることは可能です。

7 契約保証金の納入及び売買契約の締結

落札日から 10 日以内

落札された方は、落札決定の通知を受けた日から原則として 10 日以内に契約を締結していただきます。寝屋川市より契約書、契約保証金納入通知書等関係書類を直接手渡し又は郵送いたします。

なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することとなりますので、御注意ください。

また、契約締結の際、契約保証金は落札金額に全額充当します。

※契約保証金は、入札予定金額の 100 分 10（受入期間について利息を付しません。）

8 売買代金の支払

契約締結日から 10 日以内

落札金額から契約保証金を控除した残額については、契約締結日から 10 日以内に支払っていただきます。

支払方法は、入札保証金の納付の場合と同様、寝屋川市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は市に帰属することとなりますので、御注意ください。

9 物件引渡、所有権移転登記

売買代金の納付後

売買代金が完納されたときに物件の所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。

所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後で、寝屋川市が管轄法務局に対して行います。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税などその他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。（仲介手数料は必要ありません。）なお、所有権移転登記は、登記簿面積で行います。
